

評価種類と記号の定義

1. コーポレートガバナンス評価 (CGI) の種類

コーポレートガバナンス評価 (CGI) は、以下のとおり評価の種類を区分します。

評価名	評価記号	評価方法
簡易評価	FA	企業の公開情報、インターネット上の情報により実施した評価です。
アンケート評価	QA	簡易評価に加え、発行体企業へのアンケート調査結果により実施した評価です。
フル評価	HA	簡易評価やアンケート評価に加え、発行体企業へ直接ヒアリングを施した評価です。
依頼評価	RA	発行体企業の依頼で行った評価です。依頼評価以外の評価は、発行体の依頼に寄らず付与する評価です。

2. コーポレートガバナンス評価の種類と記号の定義

コーポレートガバナンス評価は、発行体のコーポレートガバナンス推進体制を包括的に捉え、その推進体制を比較できるよう等級をもって示すものです。

等級	等級の説明
AAA	当社で得た情報をもとに評価した結果、コーポレートガバナンスの推進体制が最も良い。
AA	当社で得た情報をもとに評価した結果、コーポレートガバナンスの推進体制が非常に良い。
A	当社で得た情報をもとに評価した結果、コーポレートガバナンスの推進体制が良い。
BBB	当社で得た情報をもとに評価した結果、コーポレートガバナンスの推進体制は良いが、上位等級に比べて改善の余地がある。
BB	当社で得た情報をもとに評価した結果、コーポレートガバナンスの推進体制が良いとは言えない。
B	当社で得た情報をもとに評価した結果、コーポレートガバナンスの推進体制に懸念される要素がある。
CCC	当社で得た情報をもとに評価した結果、コーポレートガバナンスの推進体制に不安な要素がある。
CC	当社で得た情報をもとに評価した結果、コーポレートガバナンスの推進体制が良くない。

C	当社で得た情報をもとに評価した結果、コーポレートガバナンスの推進体制が極めて良くない。
D	評価ができない

3. モニタリング対象

発表した評価につき、大きな事故、上場廃止、決算書の監査役適正意見なし、訴訟、行政措置等、大きな事象が発生したまたは見込まれる場合は、評価判断にあたり当該事象に関する追加的な情報の入手や分析が必要と判断した場合は、モニタリング対象として評価の見直しを行うとともに、その旨を「モニタリング対象」として発表します。モニタリング対象となった評価には、それが解除になるまで評価記号の前に「@」を付与します。

4. IR/SR ホームページ評価の種類と記号の定義

IR/SR ホームページ評価は、発行体企業が公開している IR/SR ホームページが国内外の株主・投資家にとって有益な情報を提供しつつ、利便性を確保しているかを比較できるような等級をもって示すものです。

等級	等級の説明
AAA	IR/SR ホームページの構成・開示内容・姿勢が最も優れている。
AA	IR/SR ホームページの構成・開示内容・姿勢が極めて優れている。
A	IR/SR ホームページの構成・開示内容・姿勢が優れている。
BBB	IR/SR ホームページの構成・開示内容・姿勢が良い。
BB	IR/SR ホームページの構成・開示内容・姿勢が良いが、上位等級に比べて改善の余地がある。
B	IR/SR ホームページの構成・開示内容・姿勢が良いとは言えない。上位等級に比べて改善の余地が多くある。
CCC	IR/SR ホームページの構成・開示内容・姿勢が良くないため、改善が必要である。
CC	IR/SR ホームページの構成・開示内容・姿勢が極めて良くないため、改善が必要である。
C	IR/SR ホームページの構成・開示内容・姿勢が悪いため、早急な改善が必要である。
D	評価ができない

5. 評価の「保留」「撤回」について

コーポレートガバナンス評価の見直しを行うのに必要な情報の入手が困難あるいは不可

能となった場合や、客観的な情勢に重大な変化が生じ評価の見直しが一時的に困難あるいは不可能と判断される場合には評価を「保留」とします。保留はあくまで一時的な措置であり、要因となった事象の解消の見込みが立たない場合は、評価を「撤回」とします。

情報提供について、発行体からの協力が得られない場合や、客観的な情勢に重大な変化が生じ、将来にわたって評価の見直しが不可能と判断される場合は評価を「撤回」とします。また、発行体の倒産手続きその他の事情により、評価の付与を継続する意義が小さくなったと判断される場合や、法令等遵守上の必要が生じた場合、営業上やむをえない事情が生じた場合に、評価を「撤回」とすることがあります。

以 上